

佐賀県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字四本 谷一八六七番四地先から	三養基郡上峰町大字堤字四本 谷一九五八番一地先まで
	三養基郡上峰町大字堤字四本 谷一八六七番四地先から 三養基郡上峰町大字堤字四本 谷一九五八番一地先まで	三養基郡上峰町大字堤字四本 谷一九五八番一地先まで
	前	後
	一〇・八	九・九
	一五・七	一九・八
	二二七・三	二二七・一
	メートル	メートル
	幅員	延長